

分権社会のビジョン

委員の意見及び提出資料を基に論点を荒整理したペーパー

『分権社会のビジョン』の大枠

1 目指すべき政府像・地方政府像～地方分権というのは、国の形をかえること

(1) 地方の自己決定・自己責任原則の確立～ 自立(自律)と自己統治の原理

高負担高福祉から低負担低福祉まで選択可能なシステム

「自分のまちは自分たちで決める」

「自治分権とは、暮らしを支えるサービスの設計・供給・負担をめぐる意思決定を、住民に最も近い空間(場)で、住民が参加して行うもの」

「他の誰かに決められて、それに不満を言うのではなく、自分たちで決めた結果を自分たちで引き受ける」

「受益と負担のレベルを自ら決める」

「行政の質は誰が決めるべきか。自治体、住民が決めるべき」

「主権者としての国民の意識を明確にすべき」

(2) 国と地方の役割の明確化・国の役割は限定

国の仕事は限定的に列挙する

内政面の大部分は地方で担う

基礎的自治体と広域自治体の役割分担の明確化が必要

(3) 補完性と近接性の原理

ニア・イズ・ベター

「住民に最も近い基礎自治体(市町村)が主役」

「住民の方にまず一番身近な地方政府、市町村が信頼に値するところであると思ってもらえるような地方をつくる」

「人間は自分のお金を使う時は、他人のお金を使うときより利巧である」

「公共的な領域の事項にかかわる決定権を国民が自分の手元に引き寄せて、自分たちの考えでものごとを決めていくような国家構造」

「自助の延長が自治」

「地方が基盤となって成立する国」

- (4) 内政の政策立案への地方の参画
- (5) 地方団体の連帯・連携と地域の個性を活かし住民を基点とした良い意味での競争
- (6) 住民を主体とした、連携・協働による行政の実現
行政は住民や企業などとのコーディネーター

住民（国民）を主体としNPOや企業などと連携協力しての「協働」「協治」
「透明性」をより強調
- (7) 住民満足度の向上

2 目指すべき国と地域社会像・住民（国民）生活像

(1) 民主主義を復活させる改革

民主主義というのはすべての国民に未来を決定する権限を等しく与えるということの前提には、すべての国民がそれぞれかけがえのない能力をもっている。どんな人でもすべての国民にかけがえのない能力がある。だから、未来の決定を共同の意思決定に委ねた方がいい。

(2) 「刺激に満ちた成熟社会」

「成熟がもたらす風格」「多様化・グローバル化がもたらす刺激・活力」
「地域特性、地域資源の再発見」「高品質の暮らし、心の充足の希求」
「雇用、政治、行政における機会の均等・参加の尊重」「地域振興、住民に夢を与える」

(3) セーフティネットの再構築

地域の暮らしを支える各種サービスによる安全・安心の提供

住民に密着した福祉等のサービスの担い手としての地方団体の役割を増大させる

(4) 「均衡ある国土の発展を前提とする結果平等の考え方」から「地域の個性を伸ばし選択制を担保する機会平等の考え方」へ

(5) われわれの<くに>の同胞としての連帯

自己決定と自己責任の基盤となるのは、政治的な共同体、つまり私たち日本の同胞がお互いに政治社会をつくっているというこの基盤、これを忘れてはいけない。そして連帯というような言葉で表現されるような自由社会の基盤、これが是非不可欠。

(6) 規格大量生産時代から知恵の時代へ

重化学工業を基盤としたような福祉国家では、もう国民、社会の構成員の生活を導きだせなくなった。しかも知識は全く国籍なく動き回るなかで、私たちの生活をどういうふうに守り直すのか（という議論から出発して地方分権というものは考え出されている。）

3 分権社会を目指すにあたっての背景

(1) 社会の変貌と国民意識の変化

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

山林、たな田等の国土の荒廃と、これに伴う自然災害の増

安全・安心ではない日本

2004年6月の内閣府による「安全・安心に関する特別世論調査」によれば、日本は安全・安心の社会ではないと答える人は過半数を越えている。その理由の第一位は、「少年非行、ひきこもり、自殺など社会問題が発生している」で65.8%、第二位の「犯罪が多いなど治安が悪い」で64.0%の人が指摘するという結果となっている。

格差拡大への懸念

過疎問題、シャッター通り問題は大きな課題

社会の危機と希望の喪失

日本の社会は危機的な状況に陥っており、社会が危機に陥るとき、将来に希望を失う（社会の危機を解消していくには、地方団体が協力して、こうした問題に取り組むしかない。）

人間の絆の崩壊

社会的病理現象が蔓延し、社会的秩序が乱れている理由は、「人間の絆」が崩壊しているからである。

日本の社会が「人間の絆」を失い、コミュニティが崩壊している時に、それを市場に委ね、あるがままにまかせればよいというわけにはいかない。というよりも、日本では地方分権が進まずに、地方自治体が地域社会のニーズに対応した公共サービスを提供していないから、コミュニティや「人間の絆」の崩壊が生じているといってもよい。

自由社会の基盤のゆらぎ

自由な社会というものを支える社会の基盤というものに対する配慮が欠け始めているのではないか。

- (2) 地方公共団体を取り巻く状況
 - 市町村合併の進展
 - 分権の受け皿としての能力向上

財政の危機的状況

分権社会を実現するための取組み

1 分権社会の実現に向けた具体的手法

(1) 前提～これまでの分権改革

本当に地方分権、地方主権という名に値する改革であったのか疑問

分権改革は未完であり、さらに前進させることが課題

「今後の改革課題」(地方分権推進委員会最終報告(13.6.14))

- ・地方財政秩序の再構築
- ・地方公共団体の事務に対する法令による義務づけ・枠付け等の緩和
- ・地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討
- ・事務事業の移譲
- ・制度規制の緩和と住民自治の拡充方策
- ・「地方自治の本旨」の具体化

(2) 地方税財政面における自治分権の確立

地方税

地方税強化で、財政責任を自ら負う。

財政運営の自由度の拡大

使命に合わせて国と地方の税金の配分のあり方を検討

国税とはいかにあるべきか、地方税とはいかにあるべきか、原点に立ち返って検討

基幹税、付加価値税、つまり消費税をどうするかということを含めて国と地方の税金の配分のあり方を検討

増税も減税も住民と協議して決められる地方税源を十分持つこと

地方税の偏在度の縮小

税源利用可能性を高めること

国庫補助負担金

国と地方の役割分担の明確化に対応した地方の自由度の拡大

地方に与えられている仕事、事務のあり方に合わせて補助金のあるべき姿を原則として考える必要

国庫補助負担金改革に伴う規制の改革

国庫補助負担金の改革はその廃止と税源移譲による分権で

国庫補助金は廃止して国から地方へは委託費のみにしてはどうか

地方財政計画・地方交付税

不交付団体を増やしつつセーフティ・ネットとして地方交付税を位置づける

地方交付税制度が何を実質的に保障するのかを議論する必要

結果の平等でなくてもいいから、機会の平等をしっかりと保障できるような財政調整制度は必要

税金の配分と国と地方の役割分担と、国と地方の税金の配分のあり方を検討し、補助金をカットした後でなお生じている地域間の格差、あるいは最低限国から義務づけられているものについては交付税をどうするか、交付税の中に組み込まれている税金はどうあるべきかということなども含めて考えていく必要

財源保障機能について議論する際には、「地方行政全般に関しての地方公共団体全体に対するマクロの財政保障」と「個別の事務事業に関しての個別の地方公共団体に対する財源保障」があることを意識する必要。特に、個別の事務事業については、法令による歳出の義務づけ等があることに留意

交付税は地方でお互いに融通しあう

財政運営の規律強化

財政再建制度等の見直し

経常的経費予算と投資的経費予算の二重予算化

(3) 住民に信頼され満足度を高める効率的・効果的な地方政府と協治の実現
地域社会の自治能力の充実

政策能力の拡大・充実

住民監査請求をはじめとする現在の住民による行政の監視・評価制度の更なる活用

行政情報の完全な公開

行政過程の透明性の向上

多様な民意の吸収と議会における討議

説明責任の明確化

地方分権の本質は政治改革

地方六団体の政策能力の拡大

ア 地方六団体内部の政策合意システムを整備

イ 地方六団体内部に常設の「制度・政策の研究組織」を設置し、「ベスト・プラクティス・センター」を付設

(4) 国・地方を通じた行財政改革の推進

国と地方の二重行政(重複関与)の排除による責任の明確化、行政の効率化、人員削減等

基礎的自治体の規模のあり方や道州制についての検討も必要

(5) 国の政策決定プロセスの変更

「国と地方の協議方式」を「内政の政策立案に関する地方の参加方式」と位置づけて、政策形成と合意のシステムを目指す。

2 第二期改革の推進方策

- (1) 国民・住民が理解し共感する分権改革
 - わかりやすいメッセージで語る

- (2) 国民が国家中央政府と地方自治体をどう見ているか、これが大きな問題。
この日本の中にある雰囲気、気質の問題を変える必要

- (3) 第二期改革のための委員会の設置